

日社福士 2020-105

2020年6月4日

2021年度予算・制度に関する提案書

公益社団法人日本社会福祉士会

会長 西島 善久



公益社団法人日本社会福祉士会は、人びとの尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

私たちは、社会福祉士の援助を必要とする人びとの生活と権利を擁護するため、以下の事項について提案します。

【厚生労働省社会・援護局関係】

○包括的な相談支援体制の構築・維持に向けた一体的実施の推進

令和元年12月26日付けにて公表された、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ」を踏まえ、各市町村地域において地域生活課題に対応する分野横断的な相談窓口の設置や地域づくりの推進にむけ、必要な財源の維持確保をお願いします。

また、専門職に求められる資質としてソーシャルワーク機能を発揮することが求められていることから、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が配置されるように必要な措置を講じて下さい。

○新たな社会福祉サービスの受け皿としての「社会福祉士法人（仮称）」の創設

地域共生社会の実現には、制度横断的な知識を有し、包括的な相談支援と協働の中核の役割を担うソーシャルワーク専門職の活用が重要です。地域の実情に合った柔軟な仕組みを構築するためには、従前の法人とは別にソーシャルワーク専門職である社会福祉士が設立できる法人格として社会福祉士法人（仮称）の創設が有効であると思いますので、その制度化について検討をお願いします。

○生活保護業務における社会福祉士の配置促進の検討

生活保護のケースワーカー任用に関して、現行の社会福祉主事任用要件だけでは、生活保護世帯の増加とともに多様化・複合化する住民ニーズに対応することは困難です。

一昨年12月に公開された「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」の報告書において、「自立相談支援機関の相談支援員に社会福祉士などの資格を求めるについても、検討を行うべきである。」と記載がありました。生活保護を担当する職員に関しても、自立相談支援機関の相談員と同様に社会福祉士などの有資格者の配置促進について検討していただきますようお願いします。

特に、査察指導員はスーパーバイザーとしての機能を持つ職種であることから、有資格者の配置が必要と考えます。

○生活保護制度（就労支援の強化）の見直し

生活保護制度において就労支援は自立助長の観点から重要ですが、本人の生活歴や適性等に配慮して慎重に進める必要があります。これらに配慮し、さらに「就労の場が確保されているのか」、「継続して就労できる環境にあるのか」なども考慮して進めないと、被保護者本人の意思に反した強制と受け取られ、十分な効果が得られないおそれがあります。就労支援の推進に当たっては、これらの事項に十分に配慮して進めるようお願いします。

○生活保護制度（母子加算）の見直し

母子加算の見直しに当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会報告書に記載されているように、子どもの貧困対策や子どもの健全育成に逆行することのないよう、十分配慮してください。

○生活保護の対象者に外国人を含める生活保護法の改正

生活保護法における外国人の扱いについては、現状においても厚生労働省の通知を根拠として、各自治体は一定の在留資格を有する外国人に対して人道的な観点から行政措置として、生活保護法を準用しています。

我が国が人道に基づき、国籍に関わらず誰でも健康で文化的な最低限度の生活を送ることができる国であることを示すためにも、外国人に対する生活保護法の適用について、検討をお願いします。

○「刑事収容施設」に勾留中の者の保護の実施責任の明確化

「居住地がないか明らかでないホームレス状態の者」が逮捕され、その後勾留決定となってから判決言い渡し前までの間、現に身柄拘束を受けている刑事収容施設の所在地を所管する福祉事務所へ、釈放直後に向け、当該人物の依頼・委任に基づいた使者や代理人等を通じ、生活上の相談・情報提供・連絡調整・支援依頼等があり、且つ釈放直後に向け生活保護の申請意思が明らかな場合は、当該刑事収容施設から身柄拘束が解かれた直後から「現在地保護」として当該福祉事務所が保護の実施責任を負うよう、生活保護手帳の「第2 保護の実施責任」記載の局長通知第2-12-「(5)」として改正・追記してください。

○生活困窮者自立支援法の対象に外国人が含まれることの地方自治体への周知

生活困窮者自立支援法では、地域で生活する福祉の支援を必要としている外国人について、在留資格に関係なく対象としていることは評価されるべきです。残念ながら、一部地方自治体においてこの点が十分に周知されていない例があるので、このことについて各自治体に対して周知するようお願いします。加えて、外国人が対象であることについて法令・通知等において明確にするようお願いします。

○生活困窮者自立支援法自立相談支援事業における主任相談支援員及び相談支援員への社会福祉士の配置

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議により自立相談支援機関においては、社会福祉士等のソーシャルワーク専門職の配置を検討し、適切な措置を講ずることとされています。また、主任相談支援員の研修受講要件として社会福祉士等の国家資格と実務経験が必要とされています。

そのため、実際に半数近くの同機関に社会福祉士が配置されていますが、アウトライチの必要な生活困窮者への個別支援を通して地域資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション等）を進めるためにも、主任相談支援員は社会福祉士等の有資格者を原則とするようにしてください。また、ソーシャルワークのための諸条件の整備が求められる中で相談体制を強化していくためにも、相談支援員にも社会福祉士の配置をお願いします。

○生活困窮者自立支援法 住居確保給付金の要件緩和

生活困窮者自立支援法における初期相談段階における対応として、安定した住居の確保のための条件整備は必要不可欠です。また地方自治体の予算措置の状況も格差があります。自立支援のための同給付の対象の拡大と自治体の予算確保等について必要な措置を講じてください。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、2010年6月、全国大会（秋田大会）において、自殺予防の対策に取り組むことを宣言しました。その取組のひとつとして、2016年より厚生労働省「自殺防止対策事業」において、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定したアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

○地域生活定着促進事業における予算の安定確保及び福祉手続きの円滑化

全国の地域生活定着支援センターでは、矯正施設退所予定者が帰住先の都道府県で必要な支援が受けられるよう広域調整を実施しています。

地域生活定着促進事業の維持・継続発展の為に安定的な予算（基準額）を確保するようお願いします。都道府県の中には、基準額の4分の1の負担をせず、基準額の4分の3を委託料としているところがあります。国庫補助基準額は、事業の安定的な運営に必要な最低額を見込んでいると考えられますので、都道府県が国庫補助基準額以上の委託金額とするよう、都道府県に働きかけてください。

また、刑事収容施設にいる特別調整対象者の診断書作成や介護保険、障害区分認定申請等、福祉手続きの円滑化をお願いします。

○社会福祉士の定義の見直し

地域共生社会の実現に向けて社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することが期待されている（「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（平成30年3月27日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書）。そのことをふまえて、社会福祉士養成課程の内容が見直されるとともに、科目名に使用されていた「相談援助」が「ソーシャルワーク」に置き換えられた。一方、現行の社会福祉士の定義は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（以下、「相談援助」という。）を業とする者」とされている。「ソーシャルワーク」は多様な実践を表す言葉であり、その含む実践内容は時代とともに変遷するが、目的は生活課題に取り組み人々のウェルビーイングを高めることである（「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」）。社会福祉士の行う業はこの目的を遂行することであることから、ソーシャルワークという言葉を使用することで社会福祉士の業を包括的に示すことが可能となる。そこで、社会福祉士の定義を「ソーシャルワークを業とする者」に改めることを提案する。

【厚生労働省 障害保健福祉部関係】

○障害者が身近な圏域で相談できる体制の整備

多様化する障害者のニーズに対応するために、指定特定相談支援事業、市町村の相談支援事業、基幹相談支援センターがそれぞれに役割を果たす三層構造による相談支援体制の構築が示されています。しかし、市町村における基幹相談支援センターは61%が未設置（平成31年4月1日時点）という状況です。

三層構造による相談支援体制が機能できるように、本会により2019年3月発行の「基幹相談支援センター設置促進のための手引き」を広く活用いただき、基幹相談支援センターが各市町村で設置されるよう必要な措置を講じて下さい。

○障害児者の地域生活支援拠点のさらなる拡充

地域生活支援拠点の整備が進んでいない状況です（119自治体 平成30年4月1日時点）。

障害児者の重度化、高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を有する地域生活支援拠点の機能の拡充に向けた必要な措置を講じてください。

○障害児の相談支援体制の整備

発達障害に関する相談支援を必要とする人は増えていますが、児童発達支援センターに予約をしても相談支援を受けられるまでに数ヶ月から半年は待たなければならない状況が生まれています。また、児童発達支援センターが整備されていない市町村も多くあります（児童発達支援センター設置市町村の割合：32% 平成30年度末時点）。発達障害を持つ児童や家族が生活で直面する課題を、その都度適切に相談支援が受けられるように、児童発達支援センターが各市町村で配置されるように必要な措置を講じて下さい。

【厚生労働省 老健局関係】

○地域包括支援センターの機能強化に伴う人材確保

地域包括ケアシステムの推進に向けて、中核機関である地域包括支援センターの機能強化が求められる中で、現状では介護予防支援に費やす時間的・労力的負担によって十分な対応ができていない状況が見られます。こうした業務のあり方を再整理し、相談支援、地域づくり等のソーシャルワーク機能が発揮できるために必要な措置を講じて下さい。

○介護報酬における社会福祉士配置による加算

障害福祉サービスにおいては、社会福祉士等の配置に対して福祉専門職員配置等加算が算定されており、また2018年度からは介護保険事業所が障害福祉サービスを提供する共生型サービスにおいても同様の加算の対象となっています。また、診療報酬においても社会福祉士配置による加算の対象となっています。これらを踏まえ、相談職を配置する場合においては、介護報酬においても同様に社会福祉士の配置による加算が設定されるとともに、議論にあたり、関係する審議会等への参画を認めていただきたく、お願ひします。

○成年後見制度利用支援事業の的確な実施に向けた市町村支援および予算確保

2017年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、全国どの地域に住んでいても、必要な人が成年後見制度を利用できるような地域体制の構築を目指すこと、そのための制度の利用に係る費用等に係る助成について検討が行われることが望ましいことが明記されています。

必要な方が成年後見制度を利用できるよう、生活保護受給者の成年後見人等報酬を「権利擁護扶助」として生活保護制度に位置付けるとともに、生活保護受給に至らない（あるいは生活保護受給を望まない）低所得者や生活困窮者においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業が必須化されるとともに、予算が確保されることが必要です。

成年後見制度利用支援事業は、障害者総合支援法（地域生活支援事業）では既に必須事業であり、介護保険法（地域支援事業）でも必須事業とするようお願いします。

また、自治体によっては成年後見制度利用支援事業の対象を市町村長申立の事例に限るなど制限を設けている例が見られますが、そのような制限は撤廃すること、必要な予算の確保について、市町村への周知と支援をしてください。

【厚生労働省 子ども家庭局関係】

○親権者の不適切な関わりのある児童養護施設等入所児童において、児童相談所長による未成年後見制度の積極的な運用について

児童養護施設や里親等で暮らす児童の親権者の中には、子どもとの関わりをもとうしない者や、施設等からの連絡を取ることが難しい者がいます。施設入所中等は、施設長の親権代行として権利が保障されていますが、児童のパーマネンシープランニングや自

立を見通した支援においては、退所時の居所の指定や職業選択において、親権を行使する者が不在で児童が不利益を被っている状況にあります。

今般の児童福祉法の改正では、児童の権利に関する条約の精神に則り、子どもが適切に養育されること最善の利益を保証することが明記されました。児童養護施設や里親などで生活する子どもに親権が適切に行使できるように、児童相談所長は一時的な親権停止の措置や未成年後見制度を積極的に運用することをお願いします。

○「児童虐待の防止等に関する法律」の児童虐待の定義に「経済的虐待」を追加

昨今、保護者が子どもの奨学金を費消してしまう事例等が散見されます。給食費等の費用を拠出しないネグレクトとは違って、意図して子どもの預貯金等を費消してしまうことは搾取です。

子どもの貧困問題として捉えられておりますが、家庭内では経済的虐待です。児童の権利条約第32条に「締約国は、子どもが、経済的搾取から保護される権利」を示しています。保護者からの経済的な搾取において、子どもは、自ら助けを求めることが弱く、また周囲の大人も経済的な搾取の概念がないことから、見過ごされる状況にあります。児童の権利条約の精神に則り、児童虐待の定義に「経済的虐待」を加え、社会全体で子どもの権利侵害を防止する必要があります。

○高等学校等就学支援金制度や児童手当における保護者等の所得要件について

2011年の法改正により、児童相談所長は、親権者がいない児童についてその福祉のために必要があるときは未成年後見人選任の請求をしなければならないことが児童福祉法に明記され、同時に未成年後見人支援事業が開始されました。それに基づき、当会においても専門職未成年後見人として活動をしているものが徐々に増えている状況です。

子育てに対する施策のひとつである高等学校等就学支援金制度や児童手当等においては、保護者等の所得要件があります。これについては、親族でない、かつ同居していない第三者の未成年後見人の所得について申請する義務はないと考えます。しかし、一部の市町村においては生活実態を鑑みず、「法定の未成年後見人である」ことだけを理由に、第三者の未成年後見人の所得状況の申請を要求する場合があります。本来の制度の趣旨や役割を理解し、適正な運用をするための周知の徹底をお願いします。

○要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センター、子ども総合支援拠点等、市区町村への社会福祉士配置促進

「ニッポン一億総活躍」等に基づき、2020年度末までに地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すこととされた子育て世代包括支援センターでは、これまで配置されていた保健師や助産師、看護師といった医療職に加えて、ソーシャルワーカー等の福祉職を配置することが望ましいことが示され、また、「新しい社会的養育ビジョン」でも、保育所へのソーシャルワーカーの配置が提言されたところです。

地域における「子どもの最善の利益」を実現する子ども専門のソーシャルワーカーは市区町村に配置されてこそ、その能力が発揮できます。要保護児童対策地域協議会の調整機関や子育て世代包括支援センターをはじめ、子ども総合支援拠点、保育所、放課後

児童クラブ、学校、児童館等の子どもの集う場所への社会福祉専門職の配置や巡回相談・支援は有効と考えられますので、市区町村へ福祉専門職である社会福祉士の配置を促進してください。

【法務省関係】

人権擁護局

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）における対象者の拡大

2016年6月に成立した「ヘイトスピーチ対策法」の対象者である、「適法に居住する者」について、対象を拡大し「日本に滞在する者」としてください。

本法第2条で定義されている「差別的言動」は、適法に居住しているか否かに関わらず、あってはならないものと考えます。「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、」との衆参両院の付帯決議の主旨を明確化するためにも、法の改正をお願いします。

大臣官房秘書課

○司法と福祉の連携の円滑化のための体制整備

司法と福祉の連携が円滑にできるよう、アセスメントするための面接時間(接見時間延長のための特別面会に社会福祉士等を含める)の配慮や被疑者・被告人への支援における福祉関係者の報酬確保をお願いします。

また、矯正施設や保護観察所に配置されている社会福祉士及び地方検察庁に配置または登録・契約している社会福祉士が、司法と福祉の連携において、福祉的な視点から環境や地域への働き掛け、社会資源を活用していくソーシャルワーク機能が発揮できるようご配慮願います。

【内閣府関係】

内閣府政策統括官（防災担当）

○福祉との連携による避難行動要支援者の個別計画策定の推進

消防庁の調べによると2018年6月現在、避難行動要支援者名簿を作成済みの自治体が97%あるのに対し、個別計画策定済みの自治体は13.7%しかありません。

名簿だけでは避難行動につながりにくいため、個別計画は重要なものですが、個々人の障害特性などのアセスメントが必要なため、策定が進んでいないのが現状です。そこで、介護保険の介護支援専門員や障害福祉の相談支援専門員が作成するケアプランやサービス等利用計画のアセスメント内容を個別計画策定に活用するなど、福祉との連携による個別計画策定の推進をお願いします。

○災害時における福祉・介護サービス提供者の災害救助法適用

高齢化や医療の発達に伴い福祉・介護サービス利用者は年々増加しています。福祉・介護サービス利用者にとって、サービス供給はライフラインであり、発災時においてもサービスが途切れずに供給されることが非常に重要です。

災害救助法第7条で、医療、土木建築工事又は輸送関係者については従事命令を規定していますが、発災時においても止めることができない福祉・介護サービス提供者について、これらと同様に災害救助法の適用としてください。

内閣府政策統括官（防災担当）

○災害福祉広域支援ネットワークの制度化

福祉分野において、災害発生直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援する仕組みを構築する必要があります。厚生労働省においては2018年5月31日にガイドラインを発出し、都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築を推進されています。

今後、全国どこで発災してもDMATのように福祉・介護サービスが災害時にも途切れることなく必要な方に提供される制度が必要です。

このような取組を、災害救助法等の法制度に位置付け、防災基本計画等に盛り込まれるようお願いします。

【文部科学省関係】

○スクールソーシャルワーカーの常勤配置化の推進

スクールソーシャルワーカーは、児童生徒やその家族と信頼関係を築き、関係機関との調整や地域の社会資源の活用や開発、ネットワーク構築などが行えることが必要です。週に1～2回の勤務では実現が困難ですが、常勤職であれば児童生徒に継続的な対応が可能となり、より適切な支援を行うことができます。

また、文部科学省では2019年度までに全中学校区（約1万か所）にスクールソーシャルワーカーを配置することを目標としていますが、常勤採用であれば社会福祉士や精神保健福祉士が業として選択することができ、人材確保につながります。

「児童生徒の教育相談の充実について」（教育相談等に関する調査研究協力者会議2017年1月）においても学校及び教育委員会に常勤のスクールソーシャルワーカーを配置するとされており、より一層の常勤化を図るようお願いします。

○スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザー配置に向けた職能団体の活用推進

毎年47名のスーパーバイザー配置が予算化されていますが、スーパーバイザーはスクールソーシャルワーカーがその職責と機能を遂行できるよう指導する業務であり、高い専門性が求められます。

日本社会福祉士会はスクールソーシャルワーカーへの研修会の開催や、スーパーバイザーの養成を行うとともに、多くの都道府県社会福祉士会が子どもの支援に関する委員会を組織しており、団体としてのバックアップが可能となっています。

「児童生徒の教育相談の充実について」（2017年1月）にあるとおり、スーパーバイザーは、スクールソーシャルワークの実践経験のある者が担う必要があります。スーパーバイサーの専門性を高める研修会を本会に委託するようお願いします。

○教職員等がソーシャルワークを学ぶ機会の確保

学校でソーシャルワークが機能するためには、スクールソーシャルワーカーの常勤配置や適切なスーパーバイザーの存在とともに、教員のソーシャルワークに関する理解が欠かせません。教員がソーシャルワークを理解すれば、スクールソーシャルワーカーとの連携や協働が円滑となり児童生徒やその家族への支援がより早く、より適切に行えます。

そこで、初任者研修や 10 年経験者研修などの法定研修に専門職との連携に関する科目を義務づけるとともに、教職課程でも必須科目に位置づけるなど、すべての教員にソーシャルワークを学ぶ機会が得られるようにしてください。

【総務省関係】

要望項目全般にわたり、地方公共団体が行う業務について、地方財政措置がされるよう、要望いたします。

なお、以下の 2 項目については、厚生労働省に対して提案していますが、総務省におかれましても地方自治体の職員配置に係る内容ですので、ご協力をお願いいたします。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、2010 年 6 月、全国大会（秋田大会）において、自殺予防の対策に取り組むことを宣言しました。その取組のひとつとして、2016 年より厚生労働省「自殺防止対策事業」において、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定したアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

○要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センター、子ども総合支援拠点等、市区町村への社会福祉士配置促進

「ニッポン一億総活躍」等に基づき、2020 年度末までに地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すこととされた子育て世代包括支援センターでは、これまで配置されていた保健師や助産師、看護師といった医療職に加えて、ソーシャルワーカー等の福祉職を配置することが望ましいことが示され、また、「新しい社会的養育ビジョン」でも、保育所へのソーシャルワーカーの配置が提言されたところです。

地域における「子どもの最善の利益」を実現する子ども専門のソーシャルワーカーは市区町村に配置されてこそ、その能力が発揮できます。要保護児童対策地域協議会の調整機関をはじめ、子育て世代包括支援センターをはじめ、子ども総合支援拠点、保育所、放課後児童クラブ、学校、児童館等の子どもの集う場所への社会福祉専門職の配置や巡回相談・支援は有効と考えられますので、市区町村へ福祉専門職である社会福祉士の配置を促進してください。